

岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給  
に係るプロポーザル審査要領

令和 6 年 度  
岩手県企業局

## 岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給 に係るプロポーザル審査要領

この「プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給」（以下「本業務」という。）に係る協働事業者を選定するために行うプロポーザルの審査について、必要な事項を定めるものである。

### 1 審査機関

- （1） 本業務に係るプロポーザルの審査は、「岩手県企業局再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る審査委員会」（以下、「委員会」という。）において行うものとする。
- （2） 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書等について、別紙に定める評価項目に基づき、審査を行うものとする。

### 2 審査方法

- （1） 審査は、参加者から提出された提案書等及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- （2） 委員会の委員は、提案書等及びプレゼンテーションの結果に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- （3） 上記（2）の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員全員の総順位点により順位をつけて、企業局に報告するものとする。  
なお、総順位点が同点の場合には、委員全員の総評点の高い者を上位者とするものとする。
- （4） 委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して企業局に報告するものとする。
- （5） 参加者が1者のみであった場合でも、委員会において提案書等に基づく審査を実施し、本契約の候補者にふさわしいか否かを評価し、その旨を企業局に報告するものとする。

## プロポーザル評価基準

審査項目及び配点は次のとおりとし、委員1人あたり100点満点として審査する。

審査項目	審査の視点	求める水準	配点
供給計画の確実性	対象発電所の電力を活用した県内への販売プラン及び電源構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆県内の利用者にとって魅力のあるプランであるか</li> <li>◆電源構成（再エネ比率）が高いプランであるか</li> </ul>	20
	県内での供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和7年1月1日以降の供給計画は、対象発電所の目標供給電力量を安定して上回っているか</li> <li>◆契約期間内に県内供給を安定して行うことが出来る経営状況にあるか</li> </ul>	20
協働事業の取組	再生可能エネルギーの地産地消による地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆電源立地地域にとって魅力ある地域貢献策を提案しているか</li> <li>◆県内事業者や県民に対し魅力ある地域貢献策を提案しているか</li> </ul>	20
	県の環境施策推進に寄与する取組	◆いわて県民計画など県の環境施策推進に寄与する取組であるか	20
	再生可能エネルギー普及促進に向けた県民への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆企業局が発電した電力を活用し、地産地消と脱炭素化を進める取組であることを効果的に広報する提案内容であるか</li> <li>◆再生可能エネルギーのイメージアップや理解促進につながる提案内容であるか</li> </ul>	20
合 計			100

### 【評点基準】

評価	特に優れた取組・提案	十分な取組・提案	妥当である	不十分な取組・提案	提案なし（説明なし）
評点	20	15	10	5	0

### 【失格基準】

0点の評点項目がある場合、失格とする。